

茨城県は令和4年度から県内全市町村が

賦課方式を2方式に統一することを目指しています

賦課方式の統一について

ふか 賦課方式とは？

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割で算定することとされ、3方式は所得割・均等割・平等割で賦課、4方式は所得割・資産割・均等割・平等割で賦課(課税)します。賦課方式については各市町村の条例で定められています。

- 所得割・・・加入者の前年中の所得に応じて計算
- 均等割・・・加入者の人数に応じて計算
- 資産割・・・固定資産税に応じて計算
- 平等割・・・一世帯いくらで計算

賦課方式の統一とは？

茨城県内の市町村では、現在3方式又は4方式で賦課しています。茨城県は令和4年度から賦課方式を所得割と均等割の2方式に統一することを目指しています。

賦課方式を統一する理由とは？

国は、被保険者間の保険料負担を公平なものとするため、保険料(税)が、県内どこに居住しても同じ保険料となるよう、将来的な保険料水準の統一に向け取組を行っております。今回の賦課方式の統一は、その取組の第一歩となります。

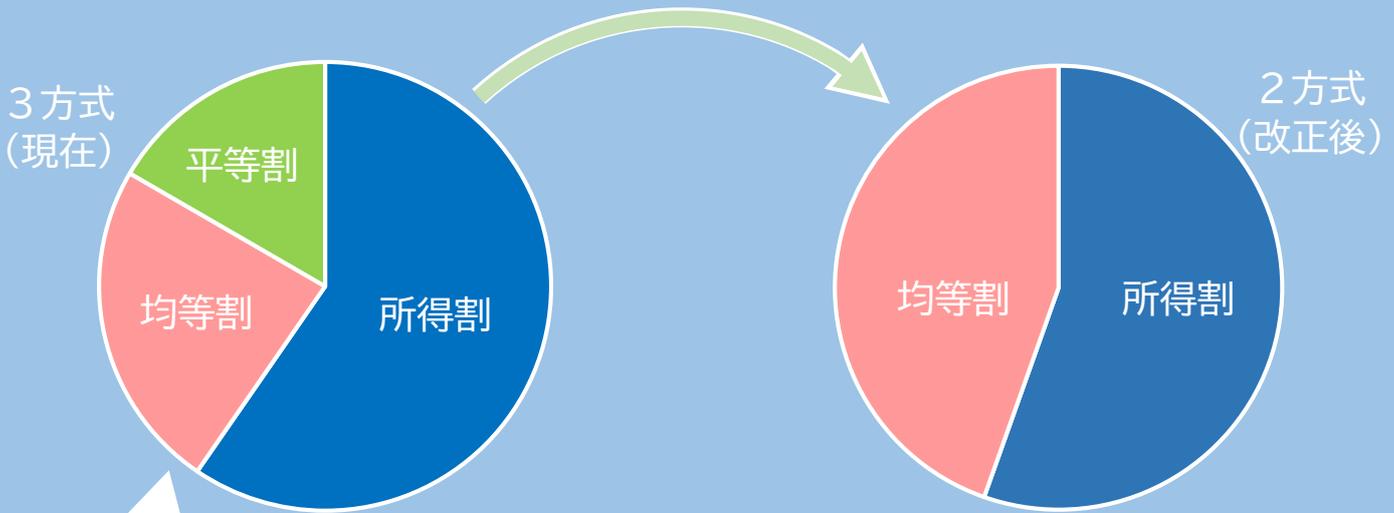
なぜ資産割と平等割を廃止するの？

廃止する理由	資産割	・固定資産税との二重課税といった被保険者の懸念を解消。 ・資産の所有場所による不公平感(被保険者が他市町村に所有する資産に係る固定資産税は算定できない)を解消。
	平等割	・茨城県内の国保世帯の約85%が1人又は2人世帯であり、制度創設時の昭和30年代と比べ、家族の形態が大きく変化したため。 ・近年増加している低所得の高齢者単身世帯の負担感の減少。

古河市は平成20年度に廃止済

〈古河市の場合〉

賦課方式統一のイメージ



平等割は1世帯いくら
で課税するため、

1人で
26,800円
を負担



7人で
26,800円
を負担

人数の少ない世帯から
不公平との意見がありました。

賦課方式が変わると、どんな影響があるの？

1人世帯等人数の少ない世帯は減額傾向、多子世帯等人数の多い世帯は増額傾向となります。古河市では子育て支援として、小学生～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の均等割を2割負担軽減します。

未就学児の保険税が変わります

令和4年度から未就学児の均等割が5割軽減されます。(国の制度)

軽減※割合	令和4年度 未就学児の年税額	
	5割軽減前	5割軽減後
7割軽減 該当世帯	13,500円	6,750円
5割軽減 該当世帯	22,500円	11,250円
2割軽減 該当世帯	36,000円	18,000円
軽減 非該当世帯	45,000円	22,500円



※軽減とは、世帯の合計所得に応じて均等割額を軽減する制度です。